

17市町村が料率引き上げ

県保険医協会では8月に長野県内の市町村の国民健康保険料(税)率の調査を行い、その結果をまとめた。県内77市町村中57市町村(74.0%)が平成28年度から保険料(税)率を据え置いた。富士見町と豊丘村では支援分について、小谷村では医療分について料率の引き下げを行っている。すべての区分で引き上げを行ったのは長野市。保険

平成29年度市町村国保料(税)率を調査

料率の各区分の上位3市町村については表1を参照されたい。引き上げにより昨年は県下15位だった長野市の医療分の所得割が、松本市、小布施町に次いで高い料率となった。

試算額対所得20%に迫る自治体も

所得200万円、固定資産税額3万円、夫婦2人子ども1人の世帯で各市町村の保険料(税)を試算したところ、麻績村が385,400円、須坂市が380,080円、小布施町374,570円、松本市374,330円、喬木村370,989円で国保料の所得に占める割合が高く、18.5%~19.3%と2割に迫っている。低いほうでは根羽村178,114円、大鹿村201,705円、平谷村209,377円で、根羽村と麻績村では2倍以上の開きがある(表2)。

なお、前年度からの増減では、諏訪市64,026円(前年比123.4%)、箕輪町51,900円(同119.4%)、下諏訪町48,940円(同117.8%)と引き上げ幅が大きく、17市町村で引き上げとなっている。全ての区分で料率の引き上げを行った長野市は42,200円の引き上げ(前年比113.9%)。一方、引き下げとなったのは3町村のみで小谷村が29,070円、富士見町が10,570円、松川町が4,380円の引き下げ。

県内全市町村の料率および試算額を示した資料は保険医協会ホームページで公開。

表1 平成29年度保険料(税)率 上位3市町村

Table with 3 columns: 区分 (医療分, 支援分, 介護分), 市町村名, 料率/金額. It lists the top 3 municipalities for each category.

表2 夫婦と子ども1人、所得200万円、固定資産税3万円の場合による保険料(税)の試算

Table with 3 columns: 市町村名, 保険料(税), 対所得(%). It lists municipalities and their respective insurance rates and percentages of income.

約半数が県水準より拡充

県では来年8月より中卒までの現物給付化を打ち出しているが、県保険医協会も加盟する福祉医療給付制度の改善をすすめる会(以下すすめる会)では、今年7月より県下77市町村に対し、障がい者等の福祉医療給付制度の充実を求める要望書を提出、あわせて制度拡充についての意向調査を依頼した。意向調査では、子ども医療費の現物給付の対象範囲、現物給付を子ども以外の障がい者等へも範囲を拡充させる意向があるか、受給者負担金の取扱いについて調査を行い、65市町村(84%)から回答が得られたので紹介したい。

調査結果によると、子ども医療費の給付範囲を県水準(中卒)より拡充させ、18歳年度末と回答した自治体は31市町村、県水準に合わせると回答した自治体は27市町村、検討中・未定が8市町村だった。また子ども以外にも対象範囲を拡充予定と回答した自治体が11市町村あった。受給者負担金について

は長和町、飯島町、中川村、宮田村、栄村の5町村が廃止すると回答したのに対し、2市町村が現行の300円から500円に値上り予定と回答した。

31市町村で高卒まで現物給付の意向 福祉医療市町村意向調査結果

制度拡充を目指して 今回の意向調査では、県水準より拡充すると回答した自治体医が県水準に合わせると回答した自治体を上回り、市でも佐久、小諸、駒ヶ根の3市が県水準より拡充すると回答。また、子ども以外にも対象範囲を拡充予定とした自治体の中でも大鹿村は福祉医療の対象全てを現物給付予定とした大きな前進となった。検討中・未定と回答した自治体でも、近隣市町村の様子を見ながら拡充を検討すると答えたところもあり、県の方針転換が市町村に更なる制度拡充を促していることが明らかとなった。今後すすめる会では、加盟団体と連携して秋の自治体キャラバンで自治体が制度の拡充に踏み出せるように懇談を行っていく予定。今後も制度の拡充を要望し自治体の動向に注目していきたい。

「外来環」対応 医療安全研修会

求められる 歯科医師のリーダーシップ

県保険医協会は8月20日(日)、松本商工会館において「歯科外来診療環境体制加算(以下「外来環」)対応



講師の小笠原正氏

の医療安全研修会を開催した。講師は松本歯科大学障がい者歯学講座教授でインフェクションコントロール

ドクターでもある小笠原正氏。この日は19医療機関から32名の参加があり、①医療安全対策②院内感染対策③偶発症に対する緊急時の対応、の3項目についておよそ2時間にわたって講習が行われた。小笠原氏は、医療安全のマネジメントは歯科医師によるリーダーシップが必要であると説明。医療において常に存在するリスクを的確に予測し、スタッフ一人一人が力を合わせて安全を作り出す必要がある。そのためにはスタッフ、患者、家族とのリスクコミュニケーション(説明責任と合意形成)とリスクガバナンス(組織対応)が求めら

れ、歯科医師はこれらをコントロールする役割を担うと指摘した。

続いて、院内感染対策については、読売新聞に報道されたタービン使い回し問題に触れて滅菌の重要性を解説。タービン使い回し問題が改善されない場合には滅菌が法制化される可能性もあるため、日頃から一人一人が意識的に滅菌に取り組む必要があるとした。

最後に、偶発症に対する緊急時の対応(クライシスマネジメント)については、歯科医師は重大な事故が発生した際の危険回避義務として、まず「呼吸と循環」を維持し、さらに「記録」を必ず残さなければならないと強調。急変時のケースごとの対処法も示した。

本講習会は外来環の届出に必要な研修であるとともに、医療法施行規則において年2回程度実施することが義務付けられている職員・従事者研修としても受講することができる。2008年以来毎年開催しており、今後も開催を続ける予定。



19医療機関32名が参加

県保険医協会の「税務・経営電話相談」は、顧問税理士の土屋信行氏により、次の通り実施しています。

◆平日の受付時間

10:00~12:00、13:00~16:00

◆受付電話 0269-33-3265(しらかば会計事務所)

なお、土屋税理士(写真)が不在の場合は会員である旨と連絡先を伝言下さい。改めて税理士の方から連絡を致します。

